

中予サッカーリーグ規約

2021年	3月14日	改正
2020年	6月1日	改正
2020年	3月15日	改正
2019年	3月17日	改正
2018年	3月18日	改正
2017年	3月19日	改正
2016年	3月1日	改正
2014年	3月1日	改正
2013年	8月20日	改正
2013年	2月19日	改正
2012年	2月23日	改正(18条9)
2011年	8月22日	改正(3条4~6)
2011年	3月20日	改正(15条)
2011年	3月5日	改正
2011年	8月22日	改正
2011年	2月20日	改正
2010年	2月15日	改正
2008年	1月12日	改正
2007年	3月2日	改正
2006年	3月2日	改正

第1条 中予サッカーリーグの設置及び目的並びに役員等

- 1 中予地区のサッカー競技の普及のため、サッカーを愛する高校生以上の者で中予サッカーリーグ（以下「中予リーグ」と称する。）を設置し、本規約及び審判担当要領に従って効率的な運営を行う。
- 2 中予リーグに事務局長、副事務局長、各部事務局、広報委員長、審判委員長、規約委員長及び会計を置く。ただし、必要に応じ、専門的な役員を置くことができる。
- 3 中予リーグの事務所は、事務局長の自宅又は事務局長の勤務先に置く。
- 4 役員任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。ただし、各部事務局にあっては、所属する部が変わった場合に限り、任期を1年とすることができる。
- 5 前項に規定する2年の任期の満了により役員を退任しようとする場合は、事務局長に前年の12月31日までに報告しなければならない。
- 6 役員選出に当たっては、次項に定める各部事務局を除き、全てのチームから知識及び経験の有無を考慮して選考するものとする。
- 7 各部事務局については、原則として代表者会議で選考することとし、推薦又は他薦で選考ができない場合には、前年度に各部の4位のチームから選考するものとする。ただし、同一チームで役員が数名となる等の事情が生じる場合は、この限りでない。

第2条 加盟チームの要件

- 1 中予リーグに加盟するチームは、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - (1) チーム代表者及び事務局の所在地が、中予地区内にあること。
 - (2) 公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本サッカー協会」という。）の第1種登

録チームであること。

- (3) 資格を有する審判員が6名以上いること。ただし、そのうち3名以上は、3級以上であること。
 - (4) フィールドプレイヤー及びゴールキーパーともに、色彩の異なるユニフォームを2種類以上揃えていること。
 - (5) 登録する選手が18名以上いること。ただし、シニア登録選手（中予リーグに加盟しているチームに登録していたが、事情によりシーズン途中でシニア種別に登録したチームに移籍した者であって、再度当該中予リーグに加盟しているチームでの出場を希望するものに限る。）を含むことを認めるものとする。
- 2 既に加盟しているチームにあっても、前項に掲げる要件のいずれかが欠けた場合は、除名する。
 - 3 新規の加盟に関する要件は、別に定める。

第3条 チームの加盟登録及び登録料

- 1 各年度のチームの加盟登録は、決められた期日までに、「中予サッカーリーグ加盟登録票」（以下「加盟登録票」という。）、日本サッカー協会のWeb登録サイト（以下「Kick off」という。）から出力したチーム情報及び「審判登録票」を所属する部の各チーム及び第1条第2項に規定する全ての役員へ電子メールで送信し、又は郵送しなければならない。
- 2 新規の登録者は、加盟登録票の「ID番号」欄に「新規登録中」と記載すること。
- 3 中予リーグへの登録料は、1チーム当たり年間65,000円とする。ただし、突発的な事情により、必要があるときは、事務局役員の協議の上、加盟する全チームの了承を得て、増額し、又は減額することがある。
- 4 加盟登録票の内容（代表者、ユニフォームの色彩等）に変更が生じた場合は、速やかに、変更箇所を朱書きするとともに、欄外に当該変更内容を明示した加盟登録票を作成し、副事務局長へ電子メールで送信し、又は郵送しなければならない。この場合において、副事務局長にあつては当該チームに対し、承認した旨の電子メールを送信し、当該チームが所属する各部事務局にあつては当該承認のあった旨の周知等を行うものとする。

第4条 各部のチーム編成

各部のチーム編成は、原則として、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2部制の場合 1部は12チームとし、2部は残りのチーム全てとする。
- (2) 3部制以上の場合 1部及び2部は各8チームとし、3部以降はその年度ごとに代表者会議において決定する。

第5条 試合形式等

- 1 リーグ戦形式とする。
- 2 2部制の場合は、原則として、1回総当たりとする。
- 3 3部制の場合は、原則として、次のとおりとする。
 - (1) 1部及び2部 前期及び後期の各1回総当たりとする。

- (2) 3部以降 チーム数が8以下の場合、前期及び後期の各1回総当たりとし、9以上の場合は、その年度ごとに代表者会議において決定する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、リーグ戦の試合形式の詳細については、当該年度の開幕前の代表者会議にて決定することができる。
- 5 毎年度のリーグ戦の終了後又は並行して、カップ戦を行う。ただし、開催の有無については、その年度ごとに代表者会議において決定することとし、当該カップ戦の要項は、別に定める。
- 6 競技規則については、当該年度の開幕戦の時点における最新のものを適用することとし、当該年度中のリーグ戦及びカップ戦においては、新たな競技規則を適用しない。

第6条 グラウンド

- 1 第1試合の両チームは手分けして、ゴールの設置及びライン引きその他の会場設営を行う。
- 2 最終試合の両チームは手分けして、グラウンドの整備、ゴールの移動その他の後片付けを行う。
- 3 持ち込んだゴミ（缶、ペットボトル、吸殻、テーピングなど）は、持ち込んだチームが必ず持ち帰ることとするとともに、自らのチームが持ち込んだ以外のゴミを発見した場合であっても、率先して持ち帰るものとする。
- 4 グラウンド使用時の駐車及び運行については、各グラウンドの使用規則に準ずることとし、当該使用規則を守れなかった者及びその者が所属するチームに対しては、第13条第5項の規定に基づき制裁を与えることがある。
- 5 各グラウンドの駐車場で事故などのトラブルを起こした場合は、自己責任において処理を行わなければならない。ただし、以後の中予リーグの運営に支障をきたすおそれのある重大な事案である場合は、事務局長へ至急連絡をし、指示を仰がなければならない。
- 6 使用後のグラウンドは、使用前と同様はもちろんであるが、より綺麗な状態にして返却をしなければならない。
- 7 前各項に掲げるもののほか、一般社団法人愛媛県サッカー協会（以下「県サッカー協会」という。）のホームページに掲載している「グラウンド使用上の注意」を遵守すること。
- 8 最終管理チームは、「グラウンド最終管理報告書」に必要事項を記載の上、当該試合の日から1週間以内に所属事務局へ電子メール送信を行うものとする。この場合において、当該報告書に代えて、同等の内容を電子メールの本文へ記載して報告することができる。

第7条 試合等

- 1 試合の成立人数は、1チーム7名以上とする。
- 2 試合開始予定時間になっても前項の人数が揃わない場合は、当該時間から10分間開始を遅らせるものとする。
- 3 次に掲げる場合は没収試合とし、結果は、当該場合の事由の当事者となったチームの対戦チームを勝利チームとし、そのスコアは11対0とする。この場合における当該勝利

チームの得点者の記録は、ないものとする。

(1) 前項の措置を取ったにもかかわらず、7名以上揃わず試合を開始できなかったとき。

(2) 当該試合の開催まで1週間以内に、各部事務局宛に棄権する旨の事前連絡があったとき。

(3) その他の事由により試合が開催できなかった場合で、事務局長が没収試合と認めたとき

4 交代は、加盟登録票に記載のある先発の選手以外の全ての選手の中から、最大7名まで行うことができる。

5 試合日程が決定された以降は、チーム都合による日程変更は原則として認めない。ただし、決められた日程で試合の開催ができなくなったチーム（以下「延期希望チーム」という。）は、当該年間1回に限り、当該試合の対戦相手チーム及び審判担当チームの了解を得た上で、中予リーグが指定する期間内において延期することができる。この場合において、延期希望チームは責任を持って会場の確保、準備、連絡等を行い、当該延期に係る試合（以下「延期試合」という。）の開催に係る諸経費を負担しなければならない。

6 延期試合の申出は、遅くとも当該試合の1週間前までに、関係チーム及び事務局に対して行わなければならない。ただし、突発的な理由（災害対応、冠婚葬祭、勤務先の諸事情やその行事等のため5名以上の登録選手が参加するものに限る。）により日程の変更を余儀なくされた場合にあつては、その旨証明できるものを事務局長に提出し、これを事務局長が認めた場合に限り、第5項の延期として取り扱わないものとする。この場合において、当該チームにあつては、同項後段の規定を適用する。

7 第3項第1号又は第2号に掲げる没収試合の事由の当事者となったチーム又は前項の延期試合の申出を行ったチームは、2回目からは、規約第13条第1項第2号に該当するものとする。

8 試合開始の20分前までに、審判に当該試合の先発メンバーを記載した加盟登録票（以下「メンバー表」という。）及び選手証又は登録選手一覧（いずれも顔写真が表示され、又は貼付されているものに限る。ただし、やむを得ない場合に限り、免許証、写真付き各種証明書等を添付することで認める。）を、対戦相手チームに当該メンバー表を提出しなければならない。

9 前項の選手証又は登録選手一覧は、紙で提出しなければならない。ただし、真にやむを得ない場合に限り、電子登録証（チーム役員が所有するスマートフォン、タブレット等の機器を用いてJFAアプリ等から表示したものをいう。）の提示を認めるものとする。

10 メンバー表を提出した後にあつては、原則として背番号の変更は認めない。ただし、当該試合の開始前に限り、審判チームと相手チームの了解を得ることによって変更することができる。この場合において、当該変更をしたチームが責任を持って、審判及び対戦相手チームに提出したメンバー表を修正することとする。

第8条 選手の服装等

1 試合において選手が着用するユニフォームは、次項に定めるもののほか、ユニフォー

ム規程に準ずるものとする。

- 2 ユニフォームの黒色その他審判が着用する服装と識別が困難な色は、ショーツ又はソックスのいずれかでしか登録し、及び着用することができない。
- 3 ユニフォームは、シャツ、ショーツ及びソックスとも、同じ色彩のものを全員が揃えなければならない。揃っていない選手は試合に出場できない。ただし、多少のデザイン等の違いは認める。
- 4 選手は、それぞれ常に正副2着（異なる色）のユニフォームを試合会場に持参しなければならない。ただし、当該試合においてどちらを着用するかは、当該試合の審判の指示に従うこと。
- 5 ユニフォームを忘れた場合は、当該試合で着用することとなった色彩のシャツに、簡易背番号（元の背番号が隠れる大きさの白い布地にマジックで背番号を書いた物をいう。）を糸でしっかりと縫い付ければ、使用することができる。
- 6 フィールドプレーヤーがゴールキーパーとして出場する場合であっても、原則として、ゴールキーパーの登録ユニフォームを着用しなければならない。ただし、当該試合の審判が認めた場合には、当日のフィールドプレーヤーが着用しないユニフォーム（正副のいずれか使用しないもの）を当該ゴールキーパーが着用することができる。
- 7 試合中にゴールキーパーが負傷等により交代を余儀なくされた場合であって、当該試合のフィールドプレーヤー又は交代選手がゴールキーパーを務めることとなるときは、特例として、当該交代するゴールキーパーのユニフォームを代わりに当該フィールドプレーヤー又は交代選手が着用することができる。この場合において、審判は、審判報告書において、詳細を報告しなければならない。
- 8 シャツの各袖の主たる色と異なる色又は色の柄のアンダーシャツを着用しようとする場合は、チームで色又はその柄を統一しなければならない。ただし、同一チームの中に長袖シャツを着用する者が混在する場合は、当該長袖シャツの袖とアンダーシャツは同色であるものとする。
- 9 ショーツの主たる色又はその裾の部分と異なる色のアンダーショーツ及びタイツを着用しようとする場合であっても、前項前段と同様とする。
- 10 ソックスにテープ若しくはその他の材質のものを貼り付け、又は外部に着用する場合であっても、ソックスと同色でなくても良いものとする。
- 11 遅くとも試合開始の5分前には、試合をする各チームの選手らから自発的に審判に向き、メンバーチェックを受けるものとする。

第9条 審判

- 1 審判担当チームは、試合前に当該試合の両チームに対し、審判証を提示し、有資格者であることを示さなければならない。
- 2 審判は、必ず有資格者が担当するものとし、このうち主審は、3級以上の資格を有する者が担当しなければならない。ただし、当該年度で2回に限り、副審のうち少なくとも1名が3級の有資格者である場合は、4級の資格を有する者が主審を担当することができる。
- 3 審判は、必ず正規の審判服を着用するとともに、当該審判服にワッペン及びリスペク

トワッペンを貼り付けなければならない。

- 4 主審は、試合終了後、当該試合結果の報告のため、審判報告書を作成し、当該試合をした直後の水曜日までに、電子メールにより、当該試合したチームが所属する部の事務局に送付しなければならない。この場合において、関係書類（審判カード、メンバー表及び選手交代カードをいう。）については、当該試合の年度が終了するまでの間、当該主審が所属するチームで保管することとし、事務局から求められときは、速やかに提出できるようにしておくものとする。
- 5 各年度のチーム所属の審判員の登録は、第3条第1項に規定するところにより行う。ただし、当該年度内において審判員を追加する場合は、この限りでない。
- 6 審判担当チームにおいて、当日になって審判員が不足することが判明した場合は、当該対戦チーム以外から審判員を確保して試合を実施することができる。ただし、審判員を確保できない場合は、当該試合を延期することとし、当該延期に係る試合は、当該審判担当チームが責任を持って会場の確保、準備、連絡等を行い、当該試合の開催に係る諸経費を負担しなければならない。

第10条 試合時間等

- 1 試合時間は、次に掲げるとおりとし、当該試合時間内に勝敗が決しないときは、引分けとする。
 - (1) 2部制の場合 1部は80分、2部は70分とする。
 - (2) 3部制以上の場合 その年度ごとに、開幕前の代表者会議において決定する。
- 2 暑熱下においては、選手の熱中症を防止するため、審判は、飲水タイム又はクーリングブレイクを設定することができる。
- 3 アディショナルタイムは、原則として取らない。ただし、次に掲げる場合に限り、次に定める時間をアディショナルタイムとして取るることができる。
 - (1) 突発的な出来事により試合を停止した場合であって、主審がアディショナルタイムを取る必要があると判断をしたとき 当該試合を停止した時間
 - (2) 前項の飲水タイム又はクーリングブレイクを設定した場合 飲水又はクーリングブレイクのために費やした時間
- 4 前項に掲げる場合において、主審は、当該試合の再開時に、アディショナルタイムの目安を両チームのキャプテンに伝達しなければならない。

第11条 勝ち点

勝ち点は、勝ったチームには3点、負けたチームには0点を与え、引分けの場合は、両チームに1点を与える。

第12条 審判の判定に対する抗議

- 1 審判の判定に対する抗議は、一切認めない。
- 2 選手その他のチーム関係者が、著しく主審に抗議などを行った場合は、規律委員会の審議の対象となる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、試合について審議を求めたい内容があれば、文書で各所

属部の事務局へ申出をすることができる。この場合において、当該事務局は、その内容を確認し、必要に応じて関係チーム又は審判に確認をするものとする。

第13条 制裁

- 1 次に掲げる場合には、警告と罰金30,000円に処するものとする。
 - (1) 登録選手以外の選手を不正に出場させた場合
 - (2) 延期試合及び没収試合（第7条第3項第1号又は第2号の事由によるものに限る。）の2回目の場合
 - (3) 審判担当チームの審判員不足により、延期試合が発生した場合
- 2 前項第1号に掲げる場合には、当該チームの当該年度の試合を全て不戦敗とする取扱いとする。
- 3 次に掲げる場合には、1回目は警告と罰金30,000円に処するものとし、2回目以降の取扱いは規律委員会に諮って決定する。
 - (1) 事前に連絡することなく開会式、閉会式その他会議及び式典に出席しなかった場合
 - (2) 正当な理由（部員の多数がインフルエンザにかかった、災害対応が必要となった等）なく試合を放棄した場合
- 4 第6条第7項のグラウンド最終管理報告書による報告その他の報告が期日までにない場合は、所属事務局から速やかに報告するよう連絡をするものとする。この場合において、年間で当該連絡を3回受けたチームは、罰金10,000円に処する。
- 5 第1項、第3項及び前項に掲げるもののほか、中予リーグを運営するに当たって迷惑をかける行為があったチームに対しては、規律委員会において協議し、別途制裁を与えることがある。
- 6 第1項及び第3項から前項までに掲げるもののほか、たびたび警告を受けたチームについては、除名処分に処することがある。
- 7 退場処分を受けた選手の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 事務局長からの連絡があるまでは、出場を認めない。
 - (2) 単年度で2回の退場処分を受けた選手は、2回目以後の試合の出場を停止するとともに、次年度以降の取扱いについては、規律委員会において協議する。
- 8 警告処分を受けた選手の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 1試合で2回の警告を受けた選手は、退場処分とする。この場合における当該選手の取扱いは、前項第1号に準ずる。
 - (2) 1試合で1回ずつ警告を受け、累積で3回の警告となった選手は、次の1試合を出場停止とする。

第14条 規律委員会

- 1 規律委員会は、全ての事務局役員で構成する。
- 2 この規約及び申合せ事項に違反をした場合並びに重大な不正行為等があった場合は、規律委員会において審議し、その処分を決定する。ただし、除名処分に処する場合には、代表者会議に諮って決定しなければならない。
- 3 前項の規定により規律委員会及び代表者会議で決定された処分の内容については、当

該処分の対象となったチーム及び全ての加盟チームに対し、その内容を通知する。

第15条 追加登録

毎年度の選手登録後の追加登録については、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の10月末までに日本サッカー協会への登録の承認を受けた選手に限り、中予リーグへの追加登録を認める。
- (2) 選手の追加登録をした場合は、Kick off において登録の承認がされたことを示す画面の写し及び新たな加盟登録票を副事務局長へ電子メールで送信し、又は郵送する。この場合においては、第3条第4項後段の規定を適用する。
- (3) 追加登録選手は、水曜日までに副事務局長が前号の送信又は郵送を受理し、確認の上承認した選手に限り、次節からの出場を認める。

第16条 選手の移籍及び登録抹消

- 1 年度途中において移籍による選手の追加登録をし、又は登録選手を抹消した場合には、前条第2号の規定を準用する。
- 2 2種（高校生）以下の選手は、年度途中の移籍による追加登録を認めない。

第17条 ホームページ及び電子メール

- 1 各種提出が必要な書類（一部の物は除く。）、報告又は伝達事項は、全て電子メールにて行うものとし、必要な事項については、県サッカー協会ホームページにおいても情報を掲載する。
- 2 電子メールでの各種提出書類については、決められた日時までに事務局担当者へ報告し、又は提出しなければならない。
- 3 各チームは、何時でも確実に電子メールを受信することができる担当者を2名登録しなければならない。この場合において、当該担当者の少なくとも1名は電子メール受信後に送信者に対して「受信確認」のメールを返信することを推奨する。
- 4 電子メール受信者の変更又は当該受信者のアドレスの変更があった場合には、速やかに、所属する部の事務局に連絡しなければならない。
- 5 役員が送信したと認められた電子メールは、各チームに届いたものとみなし、各チームから当該電子メールの不達に関し抗議することはできない。

第18条 附則

- 1 この規約に定めのない事項については、規律委員会で決定するとともに、当該決定した事項については、速やかに、加盟する全チームに通知をしなければならない。ただし、重要な事項については、代表者会議で決定をする。
- 2 この規約の改正は、代表者会議で行わなければならない。ただし、第10項の場合にあっては、この限りでない。
- 3 事務局担当者には、当該年度の会計の状況に応じ、手当を支給する。
- 4 加盟チームが、諸大会（愛媛県サッカー選手権大会（天皇杯）、全国社会人サッカー選手権大会、全国クラブチームサッカー選手権大会その他これに準ずる大会）において

県の代表になった場合は、中予リーグから金一封を贈呈する。

- 5 県サッカー協会主催及び所管の大会への運営協力の依頼又は審判の派遣の要請があった場合には、事務局長、副事務局長及び審判委員長が協議し、全チームのうちから、担当するチーム又は運営員若しくは審判員の派遣を決定する。この場合において、事務局長又は審判委員長が派遣の指示を行い、当該指示を受けたチーム又は運営員若しくは審判員は、その指示に従わなければならない。
- 6 中予リーグから愛媛県サッカーリーグへの推薦基準については、次のとおりとする。ただし、当該推薦基準に該当するかどうかについて疑義がある場合は、事務局役員の協議により決定する。
 - (1) 当該年度の全日程終了時において、1部で1位のチームを推薦する。
 - (2) 次に該当するチームは、原則として推薦しない。
 - ア 第13条第1項から第6項まで（第2項を除く。）に規定する制裁のいずれかを受けたチーム
 - イ 第14条の規律委員会の審議の対象となったチーム
 - ウ リーグ戦の試合において、警告及び退場処分を受けた試合が過半数以上あるチーム
- 7 前項第1号の推薦基準を満たすチームであっても、当該チームの事情により推薦を辞退し、中予リーグへ残留することができる。この場合において、1部の勝ち点17点以上の上位チームから順に、その権利を譲渡できるものとする。
- 8 中予リーグの自動昇格及び自動降格並びに入替戦についての申合せ事項は、別に定める。
- 9 当該年度でリーグ戦に参加せず、前年度に所属していたチームの選手の半数未満が翌年度に他チームで登録しない場合は、休部として取り扱い、次年度以降中予リーグに復帰することができる。ただし、半数以上の選手が移籍した場合は、次年度以降は新規の加盟として取り扱うものとする。
- 10 大規模災害、感染症のまん延その他の社会情勢の変化により、当該年度の中予リーグの運営に支障を来した場合（そのおそれがある場合を含む。）にあっては、事務局役員の協議の上、第5条に規定する試合形式その他この規約で定める事項について、当該年度内に限り、変更することがある。この場合において、事務局長は、当該変更する規約の内容について、加盟する全チームの了承を得るよう努めるものとする。